

第2号様式(第10条関係)

令和2年7月15日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

平 良 昭 一



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度政務活動費収支報告書

議員名 平良昭一

1 収入 政務活動費 450,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	60,650	自家用車燃料代、高速道路料金
研修費	0	
広聴広報費	262,053	議会活動報告書郵送代
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費		
事務所費	157,500	事務所家賃
事務費	0	
人件費	0	
合計	480,203	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円

経費区分別支出一覧表

経費区分

調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/7	高速代 伊礼氏面談調査(許田～那覇)	1,040	全額	1,040
4/7	高速代 與那覇氏面談調査(沖縄北～許田)	640	全額	640
4/10	高速代 友利氏面談調査(許田～那覇)	1,040	全額	1,040
4/10	高速代 宮里氏面談調査(中城～石川)	450	全額	450
4/29	高速代 安慶田氏面談調査(許田～那覇)	1,040	全額	1,040
4/29	高速代 安慶田氏面談調査(西原～許田)	940	全額	940
6/11	高速代 長浜氏面談調査(許田～那覇)	1,040	全額	1,040
6/11	高速代 長浜氏面談調査(石川～許田)	490	全額	490
6/12	高速代 新垣氏面談調査(許田～那覇)	1,040	全額	1,040
6/12	高速代 新垣氏面談調査(那覇～許田)	1,040	全額	1,040
6/13	高速代 知念氏陳情調査(許田～石川)	490	全額	490
6/14	高速代 知念氏陳情調査(石川～許田)	340	全額	340
6/18	高速代 土木建築部調査研究(那覇～許田)	1,040	全額	1,040
			全額	0
			全額	0
			全額	0
A. 小計				10,630
B. (ガソリン代総額 - 費用弁償(交通費)総額) × 1/2				
C. 支払証明書計				50,020
調査研究費 充当合計(A+B+C)				60,650

支 払 証 明 書

項目	調査研究費		支払合計額	50,020円
支払年月日	支払額(円)	支 払 先	内 容	備 考
R2. 4. 7	1,600	自家用車燃料代	伊礼氏面談調査(本部町 那覇市A片道)	早見表
R2. 4. 7	240	自家用車燃料代	與那覇氏面談調査(那覇市 宜野湾市片道)	早見表
R2. 4. 7	1,340	自家用車燃料代	與那覇氏面談調査(宜野湾市 本部町片道)	早見表
R2. 4. 10	1,600	自家用車燃料代	友利氏面談調査(本部町 那覇市A片道)	早見表
R2. 4. 10	220	自家用車燃料代	宮里氏面談調査(那覇市A 西原町片道)	早見表
R2. 4. 10	1,520	自家用車燃料代	宮里氏面談調査(西原町 本部町片道)	早見表
R2. 4. 13	1,240	自家用車燃料代	金城氏陳情調査(本部町 大宜味村往復)	早見表
R2. 4. 15	2,320	自家用車燃料代	神山氏面談調査(本部町 国頭村D往復)	早見表
R2. 4. 16	1,560	自家用車燃料代	宮城氏面談調査(本部町 国頭村A往復)	早見表
R2. 4. 17	1,200	自家用車燃料代	伊芸氏面談調査(本部町 宜野座村往復)	早見表
R2. 4. 18	2,020	自家用車燃料代	伊佐氏面談調査(本部町 東村B往復)	早見表
R2. 4. 19	1,300	自家用車燃料代	外間氏陳情調査(本部町 恩納村B往復)	早見表
R2. 4. 21	2,200	自家用車燃料代	我喜屋氏面談調査(本部町 うるま市A 往復)	早見表
R2. 4. 23	1,840	自家用車燃料代	吉山氏面談調査(本部町 恩納村A往復)	早見表
R2. 4. 25	1,460	自家用車燃料代	大城氏陳情調査(本部町 金武町往復)	早見表
R2. 4. 29	3,200	自家用車燃料代	安慶田氏面談調査(本部町 那覇市A 往復)	早見表
R2. 5. 8	1,200	自家用車燃料代	伊芸氏面談調査(本部町 宜野座村往復)	早見表
R2. 5. 9	1,420	自家用車燃料代	仲嶺氏面談調査(本部町 東村B往復)	早見表
R2. 5. 11	1,920	自家用車燃料代	前田氏面談調査(本部町 国頭B往復)	早見表
R2. 5. 15	1,560	自家用車燃料代	山城氏陳情調査(本部町 国頭村A往復)	早見表
R2. 5. 17	1,200	自家用車燃料代	新里氏面談調査(本部町 宜野座村往復)	早見表
R2. 5. 19	2,380	自家用車燃料代	玉城氏陳情調査(本部町 国頭村C往復)	早見表
R2. 5. 21	1,200	自家用車燃料代	浦崎氏陳情調査(本部町 宜野座村往復)	早見表
R2. 5. 23	1,300	自家用車燃料代	権本氏面談調査(本部町 恩納村B往復)	早見表
R2. 5. 24	1,460	自家用車燃料代	崎浜氏陳情調査(本部町 金武町往復)	早見表
R2. 6. 11	3,200	自家用車燃料代	長浜氏面談調査(本部町 那覇市A往復)	早見表
R2. 6. 12	3,200	自家用車燃料代	新垣氏面談調査(本部町 那覇市A往復)	早見表

R2. 6. 13	1,920	自家用車燃料代	知念氏陳情調査（本部町 うるま市 B 往復）	早見表
R2. 6. 18	3,200	自家用車燃料代	土木建築部調査研究（本部町 那覇 市A 往復）	早見表
		自家用車燃料代		早見表
		自家用車燃料代		早見表
		自家用車燃料代		早見表
		自家用車燃料代		早見表
		自家用車燃料代		早見表

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和2年7月1日

沖縄県議会議員 平良 昭一



注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。







伊礼氏面談調査
那覇市

與那覇氏面談調査
宜野湾市

友利氏面談調査
那覇市

宮里氏面談調査
西原町

安慶田氏面談調査
那覇市









<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 那覇</p> <p>20年 4月 7日 10時 1分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETC/ｼﾞｯﾄ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A13004-075322-289134 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 沖縄北 料金所(至) 許田</p> <p>20年 4月 7日 17時36分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥640- (ETC/ｼﾞｯﾄ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A13004-075322-290637 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 那覇</p> <p>20年 4月 10日 10時12分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETC/ｼﾞｯﾄ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A14004-109011-634538 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 北中城 料金所(至) 石川</p> <p>20年 4月 10日 16時 9分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥450- (ETC/ｼﾞｯﾄ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A14004-109011-636434 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 那覇</p> <p>20年 4月 29日 9時22分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETC/ｼﾞｯﾄ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A16004-296991-798733 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
046				
<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 西原 料金所(至) 許田</p> <p>20年 4月 29日 14時 8分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥940- (ETC/ｼﾞｯﾄ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A16004-296991-800638 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>				

安慶田氏面談調査
那覇市

長浜氏面談調査
那覇市

新垣氏面談調査
那覇市

知念氏陳情調査
うるま市

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 那覇</p> <p>20年 6月11日 8時52分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22006-116281-339533 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 石川 料金所(至) 許田</p> <p>20年 6月11日 15時35分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥490- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22006-116281-340432 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 那覇</p> <p>20年 6月12日 8時48分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22006-126281-341330 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 那覇 料金所(至) 許田</p> <p>20年 6月12日 17時 3分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22006-126281-342437 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 石川</p> <p>20年 6月13日 18時41分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥490- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22006-136281-342931 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>
<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 石川 料金所(至) 許田</p> <p>20年 6月14日 0時25分</p> <p>割引前料金 ¥490- 割引△ ¥150- 通行料金 ¥340- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22006-146281-343631 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>002</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 許田 料金所(至) 沖縄南</p> <p>20年 6月17日 13時37分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥730- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A23006-170754-520937 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 那覇 料金所(至) 許田</p> <p>20年 6月18日 18時43分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,040- (ETCカセット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A23006-180754-522031 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p>046</p>		

知念氏陳情調査
うるま市

土木建築部調査研究
那覇市

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/14	議会活動報告書郵送代	270,158	97/100	262,053
A. 小計				262,053
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計		/	/	262,053

領 収 書

JP 郵便局

(住所氏名) 平良 昭一 様										領収内訳	
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 270 / 158										現金	270.158 円
										証紙	円
										切手	円
										小切手	円
(販売等内訳)										種類	通の料金
切手	円	料金計器予納金	円								
差書(年賀・年賀以外)	円	料金受取人私料金	円								
取入印紙	円	着払運賃	円								
販売品	円	通関料	円								
別納料金	270.158 円	カタログ販売	円								
	円	未払/不足料金	円								
	円		円								
	円		円								
上記のとおり、領収いたしました。 2年 5月 20日										領収日付印	
日本郵便株式会社 〒100-8792 東京都千代田区大手町二丁目3番1号										取扱局	名護 郵便局
お問い合わせ電話番号 0980-52-2042										担当者印	
備考										2.5.20 8-12	

ユ07001 (2018・SHI)・

金額を訂正したものは無効です

A148246-27

議会活動報告書郵送代

充当割合：97/100

262,053 円

5,873 世帯

広報紙充当可能割合確認票

議員名

平良 昭一

広報紙名	紙面割合
議会活動報告書 平良 昭一 2020年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $21\text{cm} \times 20\text{cm} \times 16\text{面} = 6720\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 166.4cm^2 ① $9.4\text{cm} \times 17.7\text{cm} = 166.4\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (166.4\text{cm}^2 / 6720\text{cm}^2) = 0.9752 \approx 97.5/100$ 以下

沖縄県議会議派  おきなわ

議会活動報告書



沖縄県議会議員

平良 昭一

タイラ昭一事務所

〒905-0228 国頭郡本部町字伊野波 258-1 A棟 101号

TEL 0980-47-6283 FAX 0980-47-6271

shoichitairamotobu@yahoo.co.jp

県民のみなさまには、日頃から大変お世話になっております。

新型コロナウイルスが世界各国に感染拡大し、生命や経済に大きな影響を及ぼしております。

この厳しい局面を今こそ 沖縄県民 が心をひとつにしてユイマールを以てユイマールの精神で沖縄から新型コロナウイルスの

終息を実現させましょう。

日本の経済再生には、当面消費税ゼロの実現が必要不可欠です。

これまで同様、みなさまのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

い申し上げます。

平良 昭一

新型コロナウイルス相談窓口(コールセンター)

098-866-2129

(24時間対応)

翁長

ごあいさつ

2016年の県議会議員選挙で皆さんの負託を受け議員活動させて頂き、県議会派「おきなわ」のメンバーと共に、積極的に県政に関わって頑張っているところであります。

2018年8月、これまで沖縄のアイデンティティーのスピリッツを前面に訴え、県民を強くリードしてきた翁長雄志知事の急逝は、私たち沖縄県民に強い衝撃と悲しみを与えました。

翁長さんが必死になって守ろうとした沖縄県民の人権と民主主義、そして地方自治の本旨を全国に訴えてきた行動を、私たちは決して無駄にはしてはいけないものだと思います。

その後に行われた知事選挙で、翁長知事の遺志を引き継いだ玉城デニー氏を擁立し、全面支援の結果、過去最高の得票数で当選をさせる事が出来ました。翁長さんの魂をデニー知事と共にしっかりと県民の皆様へ示していただける役割を果たしていきたいと思えます。

沖縄が成長するアジア経済の中心的な役割を果たすべく、常に県民目線で不偏不党の信念で玉城デニー知事を支えながら活動を展開して行きたいと思えます。

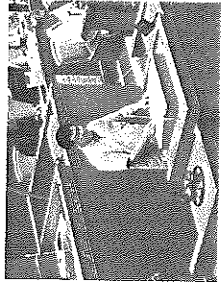
今後も県議会派「おきなわ」そして「ダイヤ昭一」に対して支援ご鞭撻をお願いします。

2020年3月吉日

平良 昭一

知事選挙の準備作業

平良 知事は多忙の中、積極的に県外でのトークキャラバンを行っていることは大きな評価に値します。そのトークキャラバンの成果と今後の計画について伺います。



知事 今年6月には東京でキックオフシンポジウムを行いました。8月には名古屋で辺野古の移設の容認派、反対派などの皆さんによりシンポジウムも行ってあります。9月には大阪市で行いまして、これらの講演会や、現地でのメディア取材等により、日米地位協定や辺野古新基地建設問題について、広く発信することができたものと考えております。メディアが取り上げようとするその機会をつくるところもこのトークキャラバンの重要なポイントの一つであるというふうに認識をしております。今後、札幌市、仙台市、福岡市でトークキャラバンを行うことを予定しております。

平良 21世紀ビジョンは県民の参画と協働のもとに将来のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想であります。7月に第5次振興計画の総点検報告書(素案)を決定したが、検証し改正した特例、また今後の計画推進課題はどの様なものか伺う。

宮城企画部長 今回の総点検においては、現行計画期間に加え、長期的観点から沖縄振興を検証するため、本土復帰以降、約50年の沖縄振興の成果と課題等を示したことが大きな特徴となっております。県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、深刻な子供の貧困の問題や離島の条件不利性の克服、米軍基地問題の解決、基地跡地の利用など、沖縄の特殊事情から派生する固有課題の解決も図る必要があると考えております。

平良 離島のガソリン価格差解消に向けた取り組みについて伺います。これは我が会派がたびたび取り上げてきた問題であり、抜本的な改善が見えない。解消に向けた施策を聞きたい。

宮城企画部長 離島に輸送される石油製品の輸送経費等に対し補助を行っており、輸送コストの低減に努めているところであります。価格差縮小に向け県として昨年度実施した石油製品販売事業者経営実態調査に基づき、地元市町村と連携し、ガソリン価格の住民への周知及び適正な競争環境を醸成していくため、市町村広報誌への掲載依頼や販売事業者へ価格の看板設置等の要請を行うこととしております。

平良 北部観光プロジェクトは、ヤンバルの特性や環境保全に配慮した新たな観光コンテンツを開発することで確固たる北部観光の拠点を築くことを目標に進められているが、ブセナ海中展望塔改修について伺います。

新垣文化観光スポーツ部長 観光コンベンションビューローでは、同財団が所有・運営するブセナ海中公園内の海中展望塔の改修についても、北部観光振興プロジェクトに位置づけ検討を進めております。当該展望塔は昭和45年に設置されて49年が経過していることから、建てかえも含めたリニューアルの検討を行っていると同様です。

平良 7月にフィリピン、ダバオ慰霊祭として8月にサイパン、テニアン南洋諸島慰霊祭に参加をさせていただきました。両慰霊祭とも今回が最後ということで、大勢の関係者が募参団として参加いたしました。遺族の高齢化により旅行社による募集の慰霊祭は今回が最後だと言われておりますが、今後の慰霊祭のあり方について伺います。

大城子ども生活福祉部長 戦前にフィリピン及び南洋諸島に移り住んだ県人が戦争に巻き込まれ、2万4000人余りのように命が失われました。国外における戦争体験の風化を防止し、その実相と教訓を正しく継承していくためにも、次世代を担う若者の意識の醸成が重要だと考えております。この為帰還者や御遺族の皆様は御意見を伺うとともに、現地関係者の協力もいただきながら対応を検討してまいりたいと考えております。

平良 母子家庭等生活支援モデル事業の必要性は大きな評価を得ていると感じております。しかし、一事業所の支援エリアが余りにも広過ぎて十分な支援が行き届かないという声もあります。事



業の成果と課題について伺います。

大城子ども生活福祉部長 ひとり親家庭生活支援モデル事業では、北部・中部・南部の3圏域に拠点事務所を設置し、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労や子育て支援、学習支援等の総合的な支援を行っています。平成24年度から平成30年度までに159世帯を支援し、114世帯が地域での自立につながっているところとあります。また、4市で同様の事業を実施しており、さらなる施策の拡充が必要であることから、その他の各市に対しても同様の事業の実施を働きかけ、支援の拡充に取り組んでまいります。

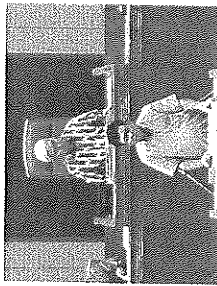
平良 民泊条例制定後の成果と課題について伺います。また市町村間で大分認識が違いますが、その対策はどうなっているのか伺う。

砂川保健医療部長 条例制定前の無許可営業件数は、573件中309件(53.9%)が無許可営業であったのに対し、条例制定後には、3686件中63件(1.7%)となっており、大幅に改善されておりです。しかし、いまだに無許可の営業が確認されており、これらの施設に対しては、保健所による調査・指導を行っているところとあります。

平良 悪質民泊の迷惑行為を規制するための条例制定であり、ここに来て教育民泊とのかかわりの問題が浮上してきております。修学旅行との関りもある為、教育民泊のみの規制緩和が必要との声もありますが、如何でしょうか。



砂川保健医療部長 質問の趣旨は、現行条例で地域を限定して住宅宿泊事業の実施を制限しているわけであり、同じ地域にありながら教育民泊という形態だけを抜き出して、実施の制限から除外するというようなお話だと思えます。そういう取り扱いが平等とか公平に照らしてどうなのかという問題、法の趣旨を考えてみた場合にそういう取り扱いをすることが可能かどうか。そしてまた抜き出すときに定義づけする必要があるわけでは



けれども、そういう面が法制執務的に可能かどうかについて調査するとどうなるかを今命じておりまして、可能かどうかは調査研究していきたいと考えております。

平良 タイワンハブの被害は拡大しており、北部地域から中南部地域の被害が懸念される状況であります。捕獲器の数をふやすことは人的予算を伴うことでもあり、市町村の財源が厳しい折、県への支援を要請している状況と聞きます。県の被害対策をお聞きいたします。

砂川保健医療部長 県は、平成29年度から危険外来種咬傷根絶モデル事業を実施し、多く生息する名護市善通から恩納村名嘉真地区のモデル地区内及びモデル地区内に設定した重点地区にハブ捕獲器を設置し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験を行っています。同実証試験が、タイワンハブの低密度化に有効であると確認された場合には、他の地域にも展開したいと考えております。

沖縄県庁22月に実施された教育旅行

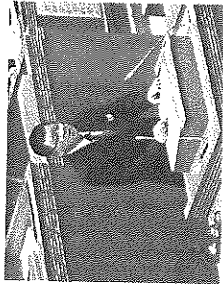
平良 首里城の再建支援や周辺地域の活性化支援策の現状について伺います。

知事 寄せられている寄附金については、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、城郭内の施設等の復元に充当できるよう、国及び関係機関等と協議を進めていきたいと考えております。また周辺地域の活性化に向けては、琉球舞踊と組踊の公演やプロジェクションマッピングなどを開催するとともに、適宜、周遊コースや周辺イベント等の情報発信を行っていききたいと考えております。続きは国、関係機関等と連携して、首里城の再建及び周辺地域の活性化に取り組んでまいります。

平良 教育民泊の定義について伺います。

新垣文化観光スポーツ部長 県修学旅行推進協議会において沖縄における教育旅行民泊取扱指針を策定し、当該指針の中で教育旅行民泊を定義しております。当該指針において、「教育旅行民泊

とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校の児童及び生徒並びに学校関係者、加えて海外の学校等に所属する関係者や学生（以下「生徒等」という。）が教育旅行として本県へ来訪し、受入民家にて宿泊を伴う体験学習を行うもの」とされており、また、受け入れ団体及び受け入れ民家が教育旅行民泊として生徒等を受け入れるに当たっては、関係法令の遵守や安全・安心の担保等を満たすこととされており、



平良 以前の答弁で教育民泊の形態だけを抜き出して条例の制限から除外することは、平等、公正、法の趣旨で可能か、抜き出す定義づけが必要であり、そのことを調査研究するとおっしゃっておりますが、どうなっておりますか

砂川保健医療部長 事業に起因する生活環境の悪化を防止するために必要であるときは条例で定めるところにより、区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるというのが法の規定でございますので、御指摘の教育民泊の件については、法の趣旨も踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

平良 米軍基地内アスベスト被害の対応について

嘉数商工労働部長 アスベストを起因とする疾病は、発症までの期間が非常に長く、離職後に発生することが多いことから、国は健康管理手帳制度を設けており、同手帳の交付を受けることで指定された医療機関で6カ月に1回、無料で健康診断を受けることができます。また、沖縄駐留軍離職者対策センターにおいて駐留軍従業員等を対象とした相談事業を実施しており、労働者災害補償保険法や石綿健康被害救済法に基づき補償申請手続等の支援を行っているところですが、同センターや全駐留軍労働組合沖縄地区本部とも情報共有しながら、必要な対応を沖縄防衛局等に求めていきたいと考えております。

平良 ひとり親世帯、県内の母子・父子家庭の世帯数、年間総収入を母子・父子世帯それぞれについて伺います。またひとり親家庭の悩みについて伺う。

大城子ども生活福祉部長 県内のひとり親世帯等の生活実態等を総合的に把握するため、5年ご

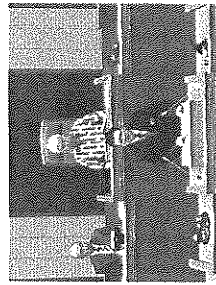
とに沖縄県ひとり親世帯等実態調査を実施しております。この調査結果では、平成30年8月1日現在の沖縄県内の母子世帯は2万8860世帯、父子世帯は4390世帯と推計しています。また、母子世帯本人の平均年間総収入は、223万円であり、平成28年度の全国値と比較して20万円低く、父子世帯は288万円であり、全国より132万円低くなっております。

悩みに対しては、子育て相談や専門家による養育相談等に対応できる相談窓口を設置し、ゆいはいはあと事業などのさまざまな施策を実施してきたところです。多岐にわたるひとり親施策について、引き続き支援策の充実・強化に向け取り組んでまいります。

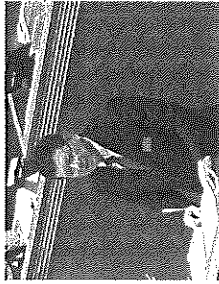
平良 知事公約である子供の貧困対策の事業の一つであるバス通学無料化支援に関する政策の詳細と今後の考え方について伺います。

平敷教育長 ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。支援割合については、通学に必要な経費の全額を支援することとし、10月からの開始を予定しているところであります。家庭の経済環境にかかわらず子供たちが安心して学業に励むことができるよう、バス通学費の無料化に取り組んでまいります。

平良 現在国が進めている高齢者などを首都圏から地方への移住を促進する「生涯活躍のまち構想」だが、沖縄県の取り組みを伺います。



宮城企画部長 国が進める生涯活躍のまち構想については、地方創生の観点から、中高年層者が希望に応じて地方や町なかに移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを旨とする制度であり、県内では石垣市が基本構想を策定しております。国が実施した市町村に対するアンケート結果では、財政負担の増加や若年世帯の移住を優先したい等の課題を挙げた市町村が多



とに、引き続き支援策の充実・強化に向け取り組んでまいります。

かったことなどから、次年度以降、中高年層者の移住のみならず、地元住民も含めたあらゆる世代がかかわるコミュニティづくりを推進する形へ事業スキームの異質が行われるとの事です。

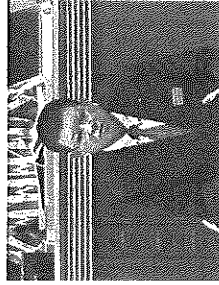
県としては、今後、新たなスキームに基づく生涯活躍のまちに推進意向のある市町村の掘り起こしに努めていきたいと考えております。

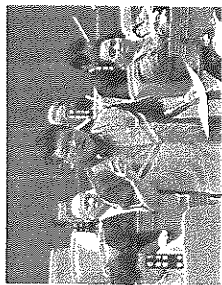
平良 沖縄は特に家畜の伝染病が広がるアジア諸国から人や物の

往来が多い。防疫体制強化には詳細な研究、検査体制の整備、獣医学部の創設、行政の獣医師への給与体系を上げるなどの取り組みが必要だと強調しており、人材確保が長年の課題だとの意見があるが、県の今後の対応を伺います。

長嶺農林水産部長 県の獣医療整備計画を策定し、令和2年度までに151名の産業動物獣医師の確保を目標としております。平成30年12月末時点における県内の産業動物獣医師数は134名となっておりです。県では安定的な獣医師確保のため、1、産業動物獣医師確保対策事業による獣医学資金の給付、2、獣医関係大学訪問による本県への誘導、3、インターンシップの積極的な受け入れなどを実施しております。

県としては、獣医療・保健衛生体制の整備は、特定家畜伝染病の対応においても重要であり、引き続き関係機関と連携し、獣医師の確保に取り組んでまいります。

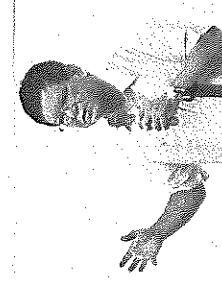




平成31年2月議会一般質問



全県労働組合に関する申し入れ(傍聴席)



令和元年議会報告会



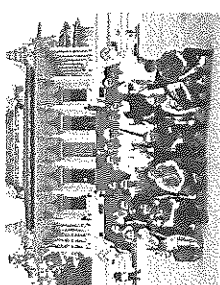
文部厚生常任委員会



文教厚生常任委員会



公社交通ネットワーク特別委員会



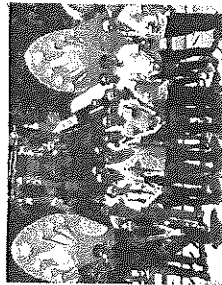
カンボジア視察



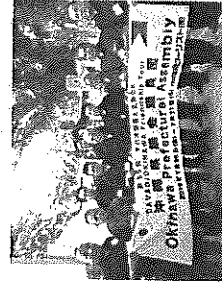
令和2年度予算特別委員会



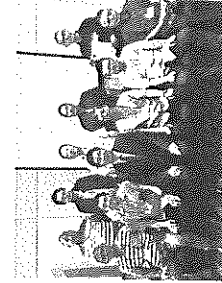
令和2年度議会報告会



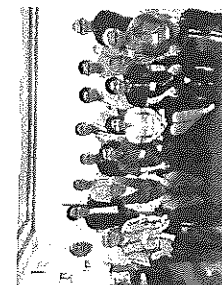
カンボジア視察



フィリピンダバオ沖線の塔



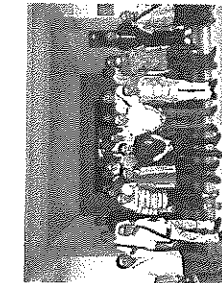
フィリピン・ジェトロモニタ事務所



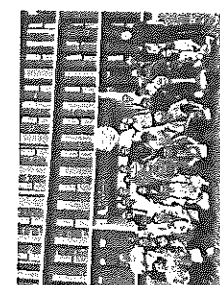
ダバオ市役所表敬(フィリピン)



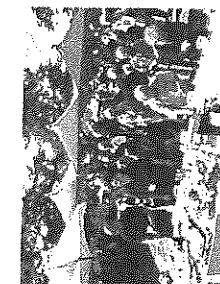
ドンアイン沖橋文化経済交流センター(ベトナム)



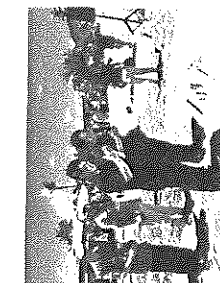
ジェトロハノイ事務所(ベトナム)



ベトナム橋次の1丁企業視察



サイパン視察

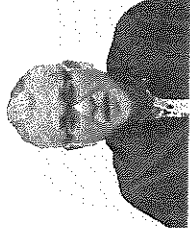


テニアン視察

会派おきなわは、沖縄県議会基本条例に基づき、議員の政治及び活動原則、国会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会の機能を高め、県民の負担に配慮したうえで、おきなわの発展に寄与することを目的とする。

瑞慶覧 功 (会派長)

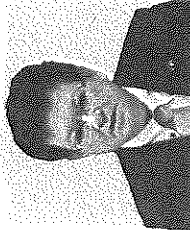
中頭郡区
経済労働委員会 (委員長)、子どもの未来応援特別委員会



会派おきなわは、「オースプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設断念」を求める建白書の実現を目指し、玉城デニー知事を全力で支え、平和で誇りある豊かな新時代を沖縄を築きます。

平良 昭一 (幹事長)

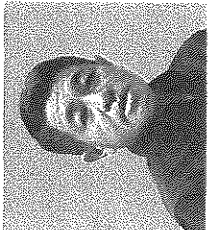
中頭郡区
文教厚生委員会、公共交通ネットワーク特別委員会



幹事長として、どこの政党にも属しない個性あるメンバーをまとめるのは一苦労ですが、無所属なりの党則に囚われない議論が出来る素晴らしいメンバーがあり、魅力的な会派であります。今後、切磋琢磨して頑張りたい。

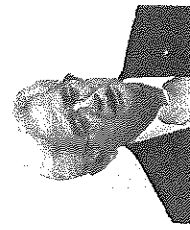
赤嶺 昇 (副議長)

浦添市区
土木環境委員会
沖縄県議会副議長として、沖縄県議会基本条例に基づき、議員の職務及び活動原則、国会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会の機能を高め、県民の負担に配慮したうえで、おきなわの発展に寄与していく決意です。沖縄県の更なる発展のため、今後も県政をアジェンダし、積極的に政策提言をしてまいります。



新垣 清涼

宜野湾市区
土木環境委員会 (委員長)、米軍基地関係特別委員会

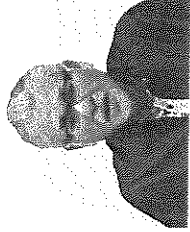


県議会「会派おきなわ」の一員として、故翁長雄志前知事と玉城デニー知事の与党として「県政発展と県民の幸せ」を基本に「建白書」の実現、県民が主役の街づくり目指して活動に取り組みます。

玉城 満

沖縄市区
公共交通ネットワーク特別委員会 (委員長)、総務企画委員会

とらじける心の一玉城満で一びる。翁長知事の名言である保守も革新もない腹六分七分の政治をモットーに、沖縄の自立に向け幅広い県民の思いを行政に活かせるよう沖縄の御万人のために奔走していく所存です。よろしくゆたくお願いいたします。



親川 敬

名護市区
米軍基地関係特別委員会 (副委員長)、経済労働委員会



名護市選挙区、常任委員会は経済労働委員会に所属し、沖縄県民の所帯向上を目指す活動に、特別委員会は米軍基地関係特別委員会に所属し、辺野古新基地建設を断念させる活動に取り組んでいきます。

上原 正次

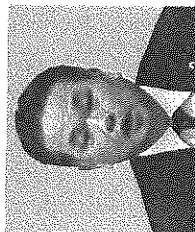
糸満市区
子どもの未来応援特別委員会 (委員長)、土木環境委員会、議会運営委員会



会派おきなわの基本理念に基づき、仲間と共に県民の福祉向上及び沖縄県の更なる発展のため活動に取り組みます。自身の政治姿勢においても、立ち位置を確立し信念を貫き行動してまいります。これまで同様、ご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

新垣 光栄

中頭郡区
総務企画委員会 (副委員長)、議会運営委員会 (副委員長)、沖縄都市計画審議会 議政改革推進会議



誇りある豊かな沖縄を創造していくため、対話を通し課題を明確にして行動すること、このプロセスこそが、大きな意義と考えます。常に県民の目線で、県政発展のために全力で取り組んでまいります。

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(R2. 4月~R2. 6月分)	157,500	全額	157,500
事務所費 充当合計				157,500

領 収 証 千 良 印 一 様 No. _____

★ 157,500

住 所 令和2年4月5月6月分 賃料代金 〇〇〇
 2020年7月1日 有限会社 松商企業

金額(税込)	
消費税額等	
金額(税別)	
消費税額等	

代表取締役 松田 大輔
 沖縄県国頭郡本部町字大浜877-2
 TEL0980-47-3125 FAX0980-47-3125

200円
 107

事務所家賃
 令和2年4月~6月
 合計金額 157,500 円

充当割合 : 10 / 10

事務所概要申告票

議員名 平良昭一


1. 物件の所在

住所	本部町字伊野波258-1 A-101	
電話番号	0980-47-6283	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

平良昭一



貸借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 平良昭一

1. 事務所の状況

住所	本部町字伊野波258-1 A-101
----	--------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	10/10
------	-------

充当割合の説明：

政務活動専用事務所

(関係経費)

家賃(月額)	52,500 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	52,500 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

平良昭一



事務所賃貸借契約書

自 平成 28 年 02 月 01 日

期間

至 平成 30 年 01 月 31 日

貸借人： [Redacted]

貸借人： 平良 昭二

(社) 沖縄県宅地建物取引業協会会員

有限会社 松商企画

事務所賃貸借契約書

貸借人 [Redacted] 代理 (有) 松商企画 (以下、甲という)

貸借人 平良昭二 (以下、乙という) との間に次の条項を双方承諾の上、建物賃貸借契約を締結した。

物件の表示 〒905-0228 国頭郡本部町宇伊野波 258-1
名称 ちゆらしまハウス A棟 101号
構造 木造スレート葺2階建

(目的)

第1条 甲は、上記表示の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。
乙は、賃借物件を自己の事務所の目的のみで使用し、その他の目的には使用しない。

(期間)

第2条 賃貸借期間は平成28年02月01日から平成30年01月31日までの2年間とする。

(契約の更新)

第3条 前条の賃貸借期間満了の場合において、乙が本物件を引き続き賃借することを希望する時は、乙は期間満了の2ヶ月前までに旨を甲に申し出るものとし、甲の承諾が得て期間を延長する事が出来る。

前項の申し出を甲が承諾したときは、乙は甲に対し更新条件として、賃料、諸経費等を精算した後、協議の上、契約を更新することとする。

(賃料、諸経費、その改訂) 52,500円

第4条 賃料は [Redacted] を毎月末日までに、翌月分を甲の指定する方法で前家賃にて支払うものとする。この場合支払いに関する費用は乙の負担とする。賃料は、経済事情の変動、土地若しくは、建物に対する公租公課、その他の負担の増減により、また近隣建物の賃料に比較して不当となつた時は、契約期間中でも、当事者間においてその増減を請求することができる。

事務所費

(敷金)

第5条 乙は敷金として、金 円也を本契約の締結と同時に甲に預け入れる。
 1. 乙は契約期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することはできない。

2. 敷金の返還は、乙の本件貸室の退去後、検査、見積もり後とする。その際、下記の金額を別途請求する。

1. 未納の家賃
2. 補修費実費 (若しくは見積額)
3. その他乙の負担すべき費用

(建物付属設備等の設置)

第6条 乙は本物件に模様替え、看板等の掲示、冷暖房取付け、その他、全て現状を變更する工事を行う時は事前に甲の承諾を得なければならぬ。

(立入り点検)

第7条 甲またはその代理は、建物の保全、防火、防犯、救護等に関し必要ある時は、本物件内に立ち入り必要な措置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければならない。

(毀損等による賠償責任)

第8条 乙、またはその関係者が、本物件、その付属物並びに共用部分を毀損または滅失した時は、乙は甲に対してただちにその旨通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

(乙の修繕費負担)

第9条 乙は契約期間中及び退去時には次に掲げる費用を負担する。
 水洗便器、電気設備、扉鍵、ドアーム、窓ガラスなど備品の故障、破損、汚損による修繕費用、その他修理取り替えの費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 乙が、下記の場合の1つに該当したときは、甲は、何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求めることができる。

1. 2ヶ月以上、賃料及び諸経費の支払いを怠った場合。
2. 賃料及び諸経費の支払いをしばしば遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると甲が判断したとき。
3. 乙、またはその使用人及び乙に関わる者が、反社会的と認められる団体(暴行団、過激な政治活動集団等)関係者であり、かつ近隣住居者の平穏を害するおそれのある行為があったとき。甲及び近隣に迷惑となる行為をしたとき。
4. 建物及びその周辺において、警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。
5. 無断で本物件から退去したとき。または正当な理由なく1ヶ月以上本物件を使用しないとき。

(危険物等の搬入)

第11条 乙は本物件内に危険物または重量物を搬入するときはあらかじめ甲に書面により承諾を得なければならない。

(解約の事前通知)

第12条 乙は契約期間中であっても、甲に対して書面により2ヶ月以上の予告期間を定めて本契約の解約を申し入れることができる。

この場合、予告期間満了と同時に契約は終了する。但し、予告にかえ賃料2ヶ月相当額を甲に支払い、即時に解約することができる。

(明け渡し)

- 第13条 本契約と同時に乙は次のとおり従って賃借物件を明け渡すものとする。
1. 乙は退去にともなう電気、ガス水道代金等の代金精算手続と、鍵の返還を速やかに行うこと。
 2. 乙は乙の費用により新設、付加した諸造作、設備及び乙所有の物件を乙の費用を以て除去し、現状に回復するとともに、建物内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去処理を明渡すこと。
 3. 乙が賃借物件を現状に復さないときは、甲は自ら諸造作設備等を除去し、その費用は乙が負担する。
 4. 乙が賃借物件を明渡した後、残置した物件があるときは、その所有権を放棄したものとみなし甲は任意にこれを処分することができる。
 5. 本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明渡さないときは、本契約終了の日の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料相当額の2倍、並びに電気ガス、水道代金等を甲が被った損害を賠償しなければならぬ。
 6. 乙は明け渡しに際し、その事由、名目の何れにかかわらず、移転料、立退料、権利金等一切の請求をすることができない。

(代表者の届出・変更通知)

第14条 乙はこの契約締結後直ちにその代表者(法律上または事実上本物件を使用し、または支配する責任者を含む。以下本条において同じ)を書面により甲に届け出るものとする。

- 1. 前項の代表者に変更があったときは、乙は直ちにその旨を書面により甲に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙の甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

- 1. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
- 2. 乙が行方不明等により連絡が取れない場合は、連帯保証人に全てを一任したものとみなし、甲は連帯保証人とともにすべての処置を行う。
- 3. 連帯保証人の住所または、氏名の変更があった場合、連帯保証人が死亡または、禁治産者、準禁治産者、若しくは破産宣告を受けたときは乙は直ちにその旨甲に通知し、なお且つ新たな連帯保証人の変更手続を行うものとする。

(火災保険の付保)

第16条 賃貸期間中は保険会社との間の本契約にかかる火災保険契約を締結しなければならない。契約の更新の際は火災保険も更新するものとする。

- 1. 前項の火災保険の保険料は甲が負担する。

(公正証書の作成)

第17条 この契約について、甲が必要と認めて請求したときは、遅滞なく甲の指定する公正証人役場において公正証書を作成するものとし、公正証書に要する費用は、甲乙折半負担する。

(強制執行)

第18条 乙及び連帯保証人は、本契約金銭不履行の場合、及び賃借物権明渡し不履行の場合は、直ちに強制執行を受けても意義がない旨承諾した。

(紛争処理)

第19条 本契約について甲乙双方は紛争の発生を避けるように努めなければならない。尚、紛争の発生したときの訴訟は甲の所在管轄裁判所にて行うものとする。

(特約条項)

1: 敷金の返還について

敷金の預かりはございません。退去時の汚損、破損等の修繕費用は乙の負担で修繕する事とする。

2: 火災保険加入について

火災保険に関しては甲が加入する事とし、家財保険に関しては乙の負担にて加入する事とする。

3: 造作物買取請求権の放棄について

借主は自らの費用で造作設置した設備について、一切の買取請求権を放棄し、解約時は現状回復するか、設備全て家主へ提供する事とする。

4: 建物及び、敷地内の管理について (善良なる対応をする。)

当該物件は契約時の現況有姿の賃貸条件とする。自然災害等の破損、その他の理由により事務所の目的が達せられないなどの事例が発生した場合は、この賃貸借契約は当然に消滅する。但し、賃貸借契約継続の場合は、貸主借主双方協議の上、新たな賃貸借契約を締結することとする。
その他の協議事項発生の場合、(有)松商企画立会いのもと、貸主借主協議の上、慣例、慣習に則って決定する。解約時は、修繕した箇所については修繕費を甲に請求しない事とする。上記条件確定を、印鑑証明書添付をもって確約する。敷地内は善良な管理を心掛ける。

事務所費

この契約締結の証として、本書を2通作成し当事者記名押印の上、各自通を保有するものとする。

平成28年 月 / 日

(甲) 貸借人

氏名: (有) 松商企画

代表取締役 宇根良克

(乙) 質借人

住所: 本郷町守野波456

電話: 0980-47-5749

氏名: 平良昭一

TEL:

連帯保証人 住所:

氏名:

勤務先名:

電話:

携帯:

電話:

【 新 】 賃貸借契約書

平成30年 月 / 日

物件名称 ちゆらハウスA-101号室

所在地 沖縄県国頭郡本部町伊野波258-1

質借人 (甲) [Redacted]

質借人 (乙) 平良 昭一

連帯保証人 (丙) [Redacted]

敷金 円 更新料(税込) 保証金

新契約期間 平成30年2月1日から 平成32年1月31日迄

新家賃 52,500 円 管理費 用途

消費税 円 消費税

賃料支払日 これまでの支払方法と同様にする。

期間内解約 乙は甲に於いて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年2月1日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

質借人(甲)

住所

代理

有限会社松商企画

代表取締役 松田大輔
沖縄県国頭郡本部町字大茶877-231A
TEL.(0980)47-3125/FAX.(0980)47-3829

氏名

質借人(乙)

住所

本郷町守野波456

連絡先 TEL.0980-47-5749

氏名

平良 昭一

連帯保証人(丙)

住所

[Redacted]

連絡先 TEL. [Redacted]

氏名

[Redacted]

媒介業者

沖縄県(3)第3412号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地141-1

住所 有限会社 松商企画

代表取締役社長 宇根良克

取引士登録番号 沖縄県知事 第 [Redacted] 号

取引士氏名 [Redacted]

賃貸借契約書(更新)

事務所費

平成30年2月1日

物件名称 ちゅらハウス A-101 号室
 所在地 沖縄県国頭郡本部町伊野波258-1
 賃貸人 (甲) [Redacted]
 賃借人 (乙) 平良 昭一
 連帯保証人 (丙) [Redacted]
 敷金 円 更新料(税込) 保証金
 新契約期間 平成30年2月1日から 平成32年1月31日迄
 新家賃 52,500 円 管理費 用途
 消費税 円 消費税

賃料支払日 これまでの支払方法と同様にする。

期間内解約 乙は甲に対して、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年2月1日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 [Redacted] 有限会社松商企画
 氏名 [Redacted] 代表取締役 松田 大輔
 沖縄県国頭郡本部町字大浜877-8
 TEL(0980)47-3125/FAX(0980)47-9889

賃借人(乙) 住所 本部町字伊野波 456 連絡先TEL 0980-47-5749

氏名 平良 昭一

連帯保証人(丙) 住所 [Redacted] 連絡先TEL [Redacted]
 氏名 [Redacted]

賃貸借契約書(更新)

平成30年2月1日

物件名称 ちゅらハウス A-101 号室
 所在地 沖縄県国頭郡本部町伊野波258-1
 賃貸人 (甲) [Redacted]
 賃借人 (乙) 平良 昭一
 連帯保証人 (丙) [Redacted]
 敷金 円 更新料(税込) 保証金
 新契約期間 令和2年2月1日から 令和4年1月31日迄
 新家賃 52,500 円 管理費 用途
 消費税 円 消費税

賃料支払日 これまでの支払方法と同様にする。

期間内解約 乙は甲に対して、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年8月1日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]

賃借人(乙) 住所 本部町字伊野波 456 連絡先TEL 0980-47-5749

氏名 平良 昭一

連帯保証人(丙) 住所 [Redacted] 連絡先TEL [Redacted]
 氏名 [Redacted]

事務所費